

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、持続的な地域経済の成長を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠かすことのできない重要な社会資本の一つである。

本市においては、「「絆」と「活力」を創造する都市・くれ」を実現するための重点プロジェクトとして、高次都市機能の強化・充実を掲げ、高速交通体系へのアクセス強化、市域の交通体系強化に向けた幹線道路網の整備や安全・安心な生活環境の確保に向けた生活道路の整備を推進することとしており、引き続き、地域が真に必要な道路整備への予算確保が不可欠となっている。

このような状況下において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という）の規定による補助率等のかさ上げ措置が平成29年度までとなっており、このまま平成30年度から低減されることは、地方創生に向けた道路整備を推進している地方自治体にとって、死活的な問題である。

よって、国においては、道路整備を引き続き推進するための財源を長期的かつ安定的に確保するため、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するとともに、地方創生を推進するために真に必要な道路整備については、補助率をさらに拡充するなどの措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣